

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
る日は、翌日)

目 次

◇規 則 鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則(人事課)

鳥取県本庁事務決裁規則及び鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部を改正する規則(〃)

議会の議員その他非常勤の職員公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(職員厚生課)

鳥取県漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則(水産課)

鳥取県漁業経営安定資金利子補給規則の一部を改正する規則(〃)

鳥取県出納室事務決裁規則の一部を改正する規則(会計課)

◇教委規則 鳥取県教育委員会事務局組織規程の一部を改正する規則(総務課)

規 則

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十二年五月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第三十四号

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項の表企画部の項中

企画課
総務室・企画員

を
企画課

総務室・企画員・県民会館等建設準備室

に改

め、同表農林水産部の項中

農政課

総務室・企画調整係・農業団地係
構造改善室・振興係

を
農政課

総務室・企画調整係・地域農政係
構造改善室・振興係

に改める。

第十二条農政課の項第三号を次のように改める。

三 地域農政の推進に関すること。

第十二条農業改良課の項中第八号を削り、第九号を第八号とし、同条農蚕園芸課の項中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に

次の一号を加える。

八 試験研究機関の技術の総合調整に関すること。
第九十六条第一項中「木材工業科」の下に、「応用電子科」を加える。

附 則

この規則は、昭和六十二年六月一日から施行する。

鳥取県本庁事務決裁規則及び鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十二年五月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第三十五号

鳥取県本庁事務決裁規則及び鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部を改正する規則

(鳥取県本庁事務決裁規則の一部改正)

第一条 鳥取県本庁事務決裁規則(昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二十四号中「一億円」を「二億円」に改める。

別表第二部長共通専決事項の欄第十三号中「一億円」を「二億円」に改める。
別表第三検査課の項中「五千万円」を「一億円」に改める。

別表第三農林水産部共通の項部長専決事項の欄第一号、第三号及び第四号(一)から(四)までの規定中「五千万円」を「一億円」に、「一億円」を

「二億円」に改め、同号(六)中「三千万円」を「五千万円」に、「一億円」を「二億円」に改め、同号(九)及び(十)中「一億円」を「二億円」に改め、同号(二)から(四)までの規定中「五千万円」を「一億円」に、「一億円」を

「二億円」に改め、同号(八)から(十)までの規定中「一億円」を「二億円」に改め、同号(三)から(四)までの規定中「五千万円」を「一億円」に、「一

億円」を「二億円」に改め、同号(六)及び(七)中「一億円」を「二億円」に改め、同号(九)及び(十)中「五千万円」を「一億円」に、「一億円」を「二

億円」に改め、同号(三)及び(四)中「一億円」を「二億円」に改め、同号(五)中「五千万円」を「一億円」に、「一億円」を「二億円」に改め、同

号(五)及び第六号中「一千万円」を「二千万円」に改め、同欄第七号中「一億円」を「二億円」に改める。

別表第三農林水産部共通の項部長専決事項の欄第一号、第二号及び第三号(一)から(四)までの規定中「三千万円」を「五千万円」に、「五千万円」を「一億円」に改め、同号(六)中「五千万円」を「一億円」に改め、同

号(七)から(九)までの規定中「三千万円」を「五千万円」に、「五千万円」を「一億円」に改め、同号(十)中「五千万円」を「一億円」に改め、同

号(一)及び(二)中「三千万円」を「五千万円」に、「五千万円」を「一億円」に改め、同号(三)中「五千万円」を「一億円」に改め、同号(四)中「三千万

円」を「五千万円」に改め、同号(六)から(八)までの規定中「五千万円」を「一億円」に改め、同号(九)中「三千万円」を「五千万円」に、「五千万

円」を「一億円」に改め、同号(十)中「三千万円」を「五千万円」に、「五千万円」を「一億円」に改め、同号(三)中「五千万円」を「一億円」に改め、

同号(四)から(五)までの規定中「三千万円」を「五千万円」に改め、同号(六)

中「五千万円」を「一億円」に改め、同欄第四号及び第五号中「五百万円」を「一千万円」に、「一千万円」を「二千万円」に改める。

別表第三農政課の項課長専決事項の欄中「三千万円」を「五千万円」に改める。

別表第三水産課の項部長専決事項の欄第一号中「一億円」を「二億円」に改める。

別表第三水産課の項課長専決事項の欄第一号、第三号並びに第四号(一)から(五)まで及び(六)から(八)までの規定中「五千万円」を「一億円」に改め、同号(四)中「六百万円」を「一千万円」に改め、同号(六)中「五千万円」を「一億円」に改め、同号(四)中「六百万円」を「一千万円」に改め、同欄第五号及び第六号中「一千万円」を「二千万円」に改める。

別表第三漁港課の項部長専決事項の欄第一号中「一億円」を「二億円」に改める。

別表第三漁港課の項課長専決事項の欄第一号、第三号並びに第四号(一)から(五)まで及び(六)から(八)までの規定中「五千万円」を「一億円」に改め、同号(四)中「六百万円」を「一千万円」に改め、同号(六)中「五千万円」を「一億円」に改め、同号(四)中「六百万円」を「一千万円」に改め、同欄第五号及び第六号中「一千万円」を「二千万円」に改める。

別表第三土木部共通の項部長専決事項の欄第一号、第三号及び第四号(一)から(五)までの規定中「五千万円」を「一億円」に、「一億円」を「二億円」に改め、同号(四)中「三千万円」を「五千万円」に、「一億円」を「二億円」に改め、同号(七)及び(八)中「一億円」を「二億円」に改め、同号(九)から(五)までの規定中「五千万円」を「一億円」に、「一億円」を「二億円」に改め、同号(四)中「一億円」を「二億円」に改め、同号(五)から

(五)までの規定中「五千万円」を「一億円」に、「一億円」を「二億円」に改め、同号(四)中「一億円」を「二億円」に改め、同号(五)から(五)までの規定中「五千万円」を「一億円」に、「一億円」を「二億円」に改め、同号(六)及び(七)中「一億円」を「二億円」に改め、同号(五)中「五千万円」を「一億円」に、「一億円」を「二億円」に改め、同欄第五号及び第六号中「一千万円」を「二千万円」に改める。

別表第三土木部共通の項課長専決事項の欄第一号、第二号及び第三号(一)から(五)までの規定中「三千万円」を「五千万円」に、「五千万円」を「一億円」に改め、同号(四)中「五千万円」を「一億円」に改め、同号(四)中「五千万円」を「一億円」に改め、同号(六)から(五)までの規定中「五千万円」を「一億円」に改め、同号(四)から(五)までの規定中「三千万円」を「五千万円」に改め、同号(四)中「五千万円」を「一億円」に改め、同欄第四号及び第五号中「五百万円」を「一千万円」に、「一千万円」を「二千万円」に改める。

別表第三管理課の項課長専決事項の欄第一号中「三千万円」を「五千万円」に改める。

別表第三建築課の項部長専決事項の欄第一号、第三号及び第四号(一)から(五)までの規定中「五千万円」を「一億円」に、「一億円」を「二億円」に改め、同号(四)中「三千万円」を「五千万円」に、「一億円」を「二億円」に改め、同号(七)及び(八)中「一億円」を「二億円」に改め、同号(九)から(五)までの規定中「五千万円」を「一億円」に、「一億円」を「二億円」に改め、同号(四)中「一億円」を「二億円」に改め、同号(五)から

に改め、同号(四)中「一億円」を「二億円」に改め、同号(三)から(四)までの規定中「五千万円」を「一億円」に、「一億円」を「二億円」に改め、同号(四)中「一億円」を「二億円」に改め、同号(三)から(四)までの規定中「五千万円」を「一億円」に、「一億円」を「二億円」に改め、同号(四)及び(五)中「一億円」を「二億円」に改め、同号(三)中「五千万円」を「一億円」に、「一億円」を「二億円」に改め、同欄第五号及び第六号中「一千万円」を「二千万円」に改める。

別表第三建築課の項課長専決事項の欄第一号、第三号並びに第四号(一)、(四)及び(五)中「五千万円」を「一億円」に改め、同号(六)中「三千万円」を「五千万円」に改め、同号(二)、(三)から(四)まで、(四)から(五)まで、(六)から(七)まで及び(八)中「五千万円」を「一億円」に改め、同欄第五号及び第六号中「一千万円」を「二千万円」に改める。

別表第三営繕課の項部長専決事項の欄第一号及び第三号中「五千万円」を「一億円」に、「一億円」を「二億円」に改め、同欄第五号及び第六号中「一千万円」を「二千万円」に改める。

別表第三営繕課の項課長専決事項の欄第一号及び第三号中「五千万円」を「一億円」に改め、同欄第五号及び第六号中「一千万円」を「二千万円」に改める。

(鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部改正)

第二条 鳥取県地方機関等事務決裁規則(昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十八号)の一部を次のように改正する。

別表第二地方農林振興局長の項第一号中「六百万円」を「一千万円」に改め、同項第二号(一)、(二)及び(四)中「三千万円」を「五千万円」に改め、同号(五)及び(六)中「五百万円」を「一千万円」に改め、同項第三号(一)

から(六)まで及び(七)から(八)までの規定中「三千万円」を「五千万円」に改め、同号(六)中「六百万円」を「一千万円」に改め、同号(七)から(八)まで、(九)及び(十)中「三千万円」を「五千万円」に改め、同号(九)中「六百万円」を「一千万円」に改め、同号(八)中「三千万円」を「五千万円」に改める。

別表第二大山農地開発局長の項第一号(一)、(二)及び(四)中「三千万円」を「五千万円」に改め、同号(五)及び(六)中「五百万円」を「一千万円」に改め、同項第二号(一)から(六)まで及び(七)から(八)までの規定中「三千万円」を「五千万円」に改め、同号(九)中「六百万円」を「一千万円」に改め、同号(十)から(十二)まで、(三)及び(四)中「三千万円」を「五千万円」に改め、同号(五)中「六百万円」を「一千万円」に改め、同号(六)中「三千万円」を「五千万円」に改める。

別表第二中部農業開発事業所長の項第一号(一)、(二)及び(四)中「三千万円」を「五千万円」に改め、同号(五)及び(六)中「五百万円」を「一千万円」に改め、同項第二号(一)から(六)まで及び(七)から(八)までの規定中「三千万円」を「五千万円」に改め、同号(九)中「六百万円」を「一千万円」に改め、同号(十)から(十二)まで、(三)及び(四)中「三千万円」を「五千万円」に改め、同号(五)中「六百万円」を「一千万円」に改め、同号(六)中「三千万円」を「五千万円」に改める。

別表第二土木事務所長の項第一号、第三号、第四号並びに第五号(一)、(二)、(四)から(六)まで及び(七)から(八)までの規定中「三千万円」を「五千万円」に改め、同号(九)中「六百万円」を「一千万円」に改め、同号(十)、(三)、(四)及び(五)中「三千万円」を「五千万円」に改め、同号(六)中「六百万円」を「一千万円」に改め、同号(七)中「三千万円」を「五千万円」に改め、同

項第六号及び第七号中「五百万円」を「一千万円」に改める。

別表第二米子土木事務所長の項第一号、第三号、第四号並びに第五号(一)、(二)、(四)から(六)まで、(七)から(八)まで、(九)、(三)、(四)及び(五)中「三千万円」を「五千万円」に改め、同項第六号中「五百万円」を「一千万円」に改める。

別表第二鳥取空港建設事務所長の項第一号、第三号、第四号並びに第五号(一)、(二)、(四)から(六)まで及び(七)から(八)までの規定中「三千万円」を「五千万円」に改め、同号(九)中「六百万円」を「一千万円」に改め、同号(三)、(四)及び(五)中「三千万円」を「五千万円」に改め、同号(六)中「六百万円」を「一千万円」に改め、同号(七)中「三千万円」を「五千万円」に改め、同項第六号及び第七号中「五百万円」を「一千万円」に改める。

別表第二鳥取港湾事務所長の項第一号、第三号、第四号並びに第五号(一)、(二)、(四)から(六)まで及び(七)から(八)までの規定中「三千万円」を「五千万円」に改め、同号(九)中「六百万円」を「一千万円」に改め、同号(三)、(四)及び(五)中「三千万円」を「五千万円」に改め、同号(六)中「六百万円」を「一千万円」に改め、同項第六号及び第七号中「五百万円」を「一千万円」に改める。

別表第二賀様ダム建設事務所長の項第一号、第三号、第四号並びに第五号(一)、(二)、(四)から(六)まで及び(七)から(八)までの規定中「三千万円」を「五千万円」に改め、同号(九)中「六百万円」を「一千万円」に改め、同号(三)、(四)及び(五)中「三千万円」を「五千万円」に改め、同号(六)中「六百万円」を「一千万円」に改め、同項第六号及び第七号中「五百万円」を「一千万円」に改める。

別表第四土木事務所長の項、米子土木事務所長の項、鳥取空港建設事務所長の項及び鳥取港湾事務所長の項中「三千万円」を「五千万円」に改める。

附 則

1 この規則は、昭和六十二年六月一日から施行する。

2 昭和六十二年六月一日前に起工の決定をされた工事に係る事務の決定については、この規則による改正後の鳥取県本庁事務決裁規則及び鳥取県地方機関等事務決裁規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十二年五月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第三十六号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和四十三年三月鳥取県規則第十二号)の一部を次のように改正する。
第二条の次に次の二条を加える。
(日常生活上必要な行為)

第二条の二 条例第二条第三項ただし書の日常生活上必要な行為であつて

規則で定めるものは、次に掲げる行為とする。

一 日用品の購入その他これに準ずる行為

二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校において行われる教育、職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十六条第四項に規定する公共職業訓練施設において行われる職業訓練その他これらに準ずる教育訓練であつて職業能力の向上に資するものを受ける行為

三 病院又は診療所において診察又は治療を受けることその他これに準ずる行為

四 選挙権の行使その他これに準ずる行為

（年金補償基礎額の最低限度額及び最高限度額に係る年齢階層）

第二条の三 条例第二条第六項各号の規則で定める年齢階層は、二十歳未満の階層、二十歳以上二十五歳未満の階層、二十五歳以上三十歳未満の階層、三十歳以上三十五歳未満の階層、三十五歳以上四十歳未満の階層、四十歳以上四十五歳未満の階層、四十五歳以上五十歳未満の階層、五十歳以上五十五歳未満の階層、五十五歳以上六十歳未満の階層、六十歳以上六十五歳未満の階層及び六十五歳以上の階層とする。

第六条の三を第六条の四とし、第六条の二の次に次の一条を加える。

（休業補償を行わない場合）

第六条の三 条例第七条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 懲役、禁錮若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて監獄に拘置されている場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律（昭和二

十七年法律第二百八十六号）第二条の規定による監置の執行のため監置場に留置されている場合

二 少年法（昭和二十三年法律第六十八号）第二十四条の規定による保護処分として少年院若しくは教護院に送致され、収容されている場合又は売春防止法（昭和三十一年法律百十八号）第十七条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十二年五月二十九日

鳥 取 県 知 事 西 尾 昌 次

鳥取県規則第三十七号

鳥取県漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県漁業近代化資金利子補給規則（昭和四十四年十月鳥取県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一号を次のように改める。

| | | | |
|--|--------------------------------|------------------------|----------------------|
| 一 総トン数二十 トン未満の漁船 の建造若しくは 取得又は改造後 の漁船の総トン 数が二十トン未 満である場合に おけるその漁船 の改造に必要な 資金 | 2 船体以外 の部分の改 造に必要な 資金 | 1 2に掲げ る資金以外 の資金 | 年三・四年三・二年三・四年三・四年三・二 |
| | | ト | ト |
| | | ト | ト |
| | | ト | ト |
| | | ト | ト |
| | | ト | ト |

別表第二号中「年一・四パーセント」を「年一・八パーセント」に、「年一・二パーセント」を「年一・六パーセント」に改め、同表第三号及び第四号中「年一・四パーセント」を「年一・九パーセント」に改め、同表第五号を削り、同表第六号中「二十トン以上」を削り、同表中第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、同表第八号中「年一・四パーセント」を「年一・九パーセント」に改め、同表中同号を第七号とし、同表第九号中「年一・四パーセント」を「年一・九パーセント」に改め、同表中同号を第八号とする。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の鳥取県漁業近代化資金利子補給規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、昭和六十二年四月十五日から適用する。
- 3 昭和六十二年四月十五日前に鳥取県漁業近代化資金利子補給規則第三条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承諾の行われている改正後の規則別表第一号又は第五号に掲げる漁業近代化資金

及び同日前に貸し付けられた改正後の規則別表第二号から第四号まで及び第六号から第八号までに掲げる漁業近代化資金については、なお従前の例による。

鳥取県漁業経営安定資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十二年五月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第三十八号

鳥取県漁業経営安定資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県漁業経営安定資金利子補給規則（昭和五十六年六月鳥取県規則第五十号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第三号中「年五パーセント」を「年五・一パーセント」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の鳥取県漁業経営安定資金利子補給規則の規定は、昭和六十二年四月十五日から適用する。
- 3 昭和六十二年四月十五日前に貸し付けられた漁業経営安定資金については、なお従前の例による。

鳥取県出納室事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十二年五月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第三十九号

鳥取県出納室事務決裁規則の一部を改正する規則

鳥取県出納室事務決裁規則（昭和四十九年七月鳥取県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号中「、出納室長又は課長」を「又は出納室長」に改め、同表第四号及び第五号の二中「五千万円」を「一億円」に改める。

別表第二第三号及び第五号中「三千万円以上五千万円未満」を「五千万円以上一億円未満」に改める。

別表第三会計課の項課長専決事項の欄第一号(イ)及び(ロ)中「三千万円」を「五千万円」に改める。

附 則

1 この規則は、昭和六十二年六月一日から施行する。

2 昭和六十二年六月一日前に起工の決定をされた工事に係る工事請負費の支出負担行為の事前承認の決裁については、この規則による改正後の鳥取県出納室事務決裁規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

教育委員会規則

鳥取県教育委員会事務局組織規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十二年五月二十九日

鳥取県教育委員会委員長 倉 都 福之助

鳥取県教育委員会規則第五号

鳥取県教育委員会事務局組織規程の一部を改正する規則

鳥取県教育委員会事務局組織規程（昭和三十九年四月鳥取県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第二条の表社会教育課の項中「視聴覚係」を「振興係」に改める。

附 則

この規則は、昭和六十二年六月一日から施行する。